

配偶者暴力防止法(DV防止法)とストーカー規制法が改正されました

これまでの配偶者暴力防止法の対象は事実婚・離婚後も含む配偶者暴力に限られ、「デートDV(交際相手からの暴力)」の被害者は対象ではありませんでした。しかし「デートDV」は配偶者暴力同様、被害の状況も大変深刻です。

また、これまでのストーカー規制法では、加害者からの大量で執拗なメール送信を禁じておらず、警察からの警告や摘発が難しい状況が続きました。

このような状況を受け、今回二つの法律は改正されました。

●配偶者暴力防止法(DV防止法)(平成26年1月3日施行)

改正前

配偶者(事実婚含む)からの暴力の被害者又は離婚等をした後も、引き続き暴力を受けた被害者(事実婚含む)。

改正後

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者又は、関係解消後も引き続き暴力を受けた被害者も配偶者からの暴力に準じて、法の適用対象とされる。

※「事実婚」と「生活の本拠を共にする交際相手」との違い

- ◆法律婚と事実婚の違いは「婚姻の意思」「共同生活」「届出」のうち「届出」がないものを「事実婚」として整理されていますが、「生活の本拠を共にする交際相手」とは、さらに「婚姻の意思」も認められない「共同生活」のみの状態のことを想定しています。
- ◆同居期間・生計を一にしているかなどは問いません。
- ◆同居解消後引き続き暴力を受けた場合も対象になります。

●ストーカー規制法

<電子メールを送信する行為の規制>

執拗なメールの送信がつきまとい行為に追加されました。

(平成25年7月23日施行)

その他、被害者の住所地だけでなく、加害者の住所地の警察や公安委員会も警告や禁止命令を出せるようになりました。

(平成25年10月3日施行)



配偶者からの暴力(DV)とは？

『ドメスティック・バイオレンス』は、直訳すると「家庭内暴力」という意味ですが、一般的には「配偶者からの暴力」のことをいいます。

男性から女性への暴力のイメージが強いですが、近年は逆のケースも増えています。

身体的暴力

殴る・蹴る
髪を引っ張る
物を投げつける
など

精神的暴力

怒鳴る・無視する
友人関係を細かく
チェックする
など

性的暴力

性行為を強要する
避妊に協力しない
など

経済的暴力

生活費を渡さない
外で働くことを
禁じる
など

デートDVを知っていますか？

交際している相手から殴る・蹴るなどの暴力を振るわれたり、行動を制限されたりして悩んでいませんか？また、周りにそんな人はいませんか？こうした暴力は「デートDV」と呼ばれ、特に10代20代の若いカップルの間で起こっています。



デートDVの特徴

- NOを言えない(言えなくなる)
- 簡単に別れられない
- 親には相談しない(できない)
- 携帯電話で監視や束縛をする
- 被害に遭うとその後の生活変化が大きい

など

恐怖感、不安感、無力感が大きいことや、もともと好きな相手であったため別れにくいというような複雑な心理があります。

交際しているからといって、相手を自分の所有物のように扱う、言う通りにさせる、行動を制限するなどの行為は、恋愛とはいえません。

デートDVを知ることでその発生を防ぎ、お互いに相手を尊重し、信頼し合える関係をはぐくみましょう。

宇部市は、配偶者暴力相談支援センターを設置しています

専門の相談員があなたの気持ちをお聞きします。弁護士による法律相談も行っています。

ひとりで悩まずに、まずはお電話ください。

相談は無料で秘密は堅く守ります。

専用電話 0836-33-4649

相談日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:00～16:00

男性相談は予約制です。上記の相談時間に電話にて受け付けます。

その他の相談窓口

◆山口県男女共同参画相談センター

専門相談(弁護士による法律相談、医師による健康相談、心理の専門家によるこころの相談)は予約が必要です。DVホットラインを設置しています。

月曜～金曜 8:30～22:00 土曜・日曜 9:00～18:00 083-901-1122 【緊急用】0120-238122

◆女性の人権ホットライン

法務局人権擁護課が開設し、女性の人権に関する相談を受け付けています。

月曜～金曜 8:30～17:15 0570-070-810

◆宇部警察署

身の危険を感じたら、迷わずご連絡ください。女性被害者からの相談に対しては、可能な限り女性警察官が対応します。0836-22-0110